特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない

・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対　　象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

